

環 評 審 第 38 号
令 和 3 年 3 月 4 日

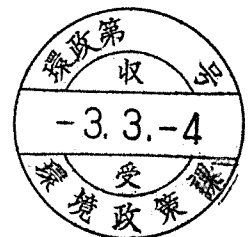
沖繩県知事 玉城 康裕 殿

沖繩県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



令和元年度伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書の審査
について（答申）

令和2年10月27日付け沖繩県諮問環第11号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。



伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査については、本事後調査報告書において、すべて終了するとしているが、事後調査終了後も、以下の事項について、引き続き適切に対応させること。

1 取付橋梁部で確認された陸域の部分的な侵食対策について

取付橋梁部の南側で確認された砂浜の部分的な侵食対策として、事業者は隣接する護岸を延伸し、その上部に植栽を行う。護岸造成後の植栽は取付橋梁部の北側で実施した樹種、配列、保育方法（防風パネル）を実施するとしている。

- (1) 侵食対策として延伸する護岸について、同護岸の効果の持続性を予測させる必要があることから、類似の事例を調査するなど効果を予測させること。また、同護岸の存在に伴う周辺砂浜の砂の流出、砂の流出に伴う砂浜生態系への影響等が懸念されることから、その影響を予測、評価させ、必要に応じて砂の流出防止等の環境保全措置を実施させること。
- (2) 取付橋梁部の北側で植栽した海岸林について、本審査会の現地調査において、橋梁部から確認したところ、オオハマボウの生育状況は良好であったが、ハスノハギリの生育は確認できなかった。しかし、事業者からハスノハギリはオオハマボウの陰で生育している説明があった。ついては、ハスノハギリは、上部をオオハマボウに覆われると十分に生育できないことから、同種の生育が橋梁部から確認できるよう海岸林の維持管理を検討、実施させること。
- (3) 取付橋梁部南側の護岸造成後の海岸林植栽について、(2)を踏まえ、ハスノハギリも活かす樹種、配列等を検討、実施させること。
- (4) 護岸造成及び植栽実施後の3年間を目途に、取付橋梁部周辺の砂浜地形、植栽木の生育状況等の確認を継続し、砂の流出、植栽木の生育不良等の改善が必要となる場合には、砂の流出防止、植栽木の維持管理等の環境保全措置を検討、実施させること。

2 長山の浜について

- (1) 事業者は、ウミガメ類の環境保全措置を継続して講じる必要のないものとしているが、長山の浜は、ウミガメ類の産卵場となっており、産卵場としての機能を保全する必要がある。ついては、看板の設置、遊泳用ビーチネット展張箇所の調整等のウミガメ類の環境保全措置については、引き続き実施させること。

(2) 事業者は、工事中にみられた地形変化に対して恒久対策工を実施し、その効果は想定通りとしているが、長山の浜北側は徐々に汀線位置の後退及び砂量の減少がみられている。長山の浜は、ウミガメ類の産卵場として保全する必要があることから、砂浜地形（砂浜の砂の移動等）について、事業者による監視及び地元関係者、海岸利用者、関係機関等からの情報収集を実施させ、その結果を踏まえて、必要に応じて砂の流出防止等の環境保全措置を検討、実施させること。

(3) 事業者は、平成31年3月1日に開催された宮古島市海岸利用促進連絡会議において、ウミガメ類の産卵に影響がある事項及び対策について発表し、海岸利用者に対して啓発活動を行っている。今後行われる海岸利用についての協議会等においても、引き続き海岸利用者に対する啓発活動に努めさせること。

3 陸域動物について

(1) 進入防止柵、ボックスカルバート及び側溝に設置した陸域動物の避難スロープの維持管理について

事業者は、今後も進入防止柵沿いの草刈りを定期的実施するとしているが、本審査会の現地調査において、進入防止柵沿い及びボックスカルバートの呑吐口で、草本類が繁茂していたこと、避難スロープにゴミ及び落葉が堆積していたことを確認した。この様な状況では、環境保全措置としての効果が十分に発揮されないことになる。

については、進入防止柵、ボックスカルバート及び避難スロープの効果が十分に得られるよう、草刈り及び清掃を適切に実施させること。

(2) ミヤコヒキガエルについて

ミヤコヒキガエルのロードキル数は、これまでの環境保全措置の実施によっても他の陸上動物に比べ突出していることから、ミヤコヒキガエルのロードキル対策をさらに検討、実施させること。

4 モクマオウについて

モクマオウは「生態系被害防止外来種リスト（平成27年3月）」において重点対策外来種に、「沖縄県対策外来種リスト（平成30年8月）」において防除対策外来種の対策種に指定されている。これまで、平成30年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求等で「モクマオウの除去」を求め、事業者も対応してきたところではあるが、本審査会の現地調査において、宮古島側取付道路付近の法面でモクマオウの生育が確認されたことから、引き続きモクマオウの除去を可能な限り実施させること。